

THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



WEEKLY 名古屋 ちくさ

題字 伊藤昌石

名古屋千種ロータリークラブ
承認 1982年 8月24日
例会日 火曜日 12:30
例会場 名古屋東急ホテル
事務局 TEL763-5110 FAX763-5121
会長 大谷 恩
幹事 松岡 多加倫
公イメ-ジ向上委員 渡邊 源市

No. 28

ロータリーは機会の扉を開く Rotary Opens Opportunities

2020～2021年度

RI会長
ホルガー・クナーケ

今日の例会

第1810回 2021年(令和3年)4月20日(火)
クラブフォーラム / 地区研修・協議会報告

先回の例会

第1809回 2021年(令和3年)4月13日(火) 雨
友愛の日

- ◆ 奉仕の理想
- ◆ 四つのテスト

◆ 出席報告

正会員 34(31)名 出席 27名
出席率 87.10%

お誕生日おめでとうございます

☆5月会員誕生日お祝い

長谷川 亨君(5/2) 小山 雅弘君(5/15)
鈴木 聖三君(5/30)

☆5月結婚記念日お祝い

鈴木 聖三君(5/28)



松岡幹事報告

1. 本日例会終了後、諮問会を開催いたしますので歴代会長幹事の皆様は4階「舞の間」へお集まりください
2. 次週例会終了後、今期・次期合同クラブアセンブリ、理事役員会を開催いたします。今期・次期各委員会委員長、理事役員の皆様はご予約下さい。
3. ロータリーの友4月号、およびインターアクトクラブの活動をまとめた報告書が届いております。お帰りにお持ち下さい
4. 4月のロータリーレート 1ドル=110円

大谷会長挨拶



先日、テレビのクイズ番組で『檄を飛ばす』という言葉が出題されました。最近、「監督が選手を集めて、檄を飛ばした」というように、「元気がない人に刺激を与えて活気づける」「強く励ます」「激励する」という意味で用いられることが

多くあります。しかし、「檄」という漢字は、「自分の主張などを書いて、人々に訴え決起をうながす文章」という意味です。つまり『檄を飛ばす』とは、「文章で人々に自分の主張などを知らせ、同意を求めて行動をうながす」という意味になります。例えば、「〇〇党の党首が、選挙を控えて支持者にメッセージを送り、檄を飛ばした」というように使います。このように日本人でありながら、日本語を間違っていることがあります。日本の言葉の中には、間違った使い方のほうが、一般的に浸透しており、そのまま通じてしまう場合があります。しかし、話す相手によっては、間違った意味だと指摘されてしまう場合があるので、今日は間違いやすい言葉を紹介して、辞書的な意味を確認してみたいと思います。

『気が置けない』『ここだけの話だけど、〇〇さんは腹黒いところがあって、気が置けない人です』というように「気を許すことができない」「油断できない」という意味で用いる人がいますが、これは誤りです。正しい使い方は「気が置けない仲間同士で旅行したら楽しんだろう」のように「遠慮がいらぬ」「気を使う必要がない」が正しい使い方です。

『なし崩し』『そんな口約束はなし崩しになって、誰も実行しなくなる』のように「あいまいになる」「うやむやになる」という意味で最近使われます。正しい使い方は「このまま事業計画をなし崩しに進めよう」のように「物事を少しずつ片付けていくこと」「徐々に」という意味で使います。

『姑息』近年、「ひきょう」「正々堂々としていない」の意味だと思う人が多くなりました。実際には「一時しのぎ」の意味で使うのが正しい用法です。例えば「割れた窓を紙で隠しました。姑息な手段ですが、やむを得ない」

『潮時』現在では「物事の引き際、終わりの時期」だと思っている人が増えました。スポーツ選手が「気力と体がついていかない。潮時だと思いました」という使い方をしますが誤りです。正しくは「物事をするのにちょうどよい時」「好機」という意味です。例えば「様々な

経験をしてきた今こそ潮時なのかもしれない」のような使い方をします。

『たそがれる』不正解：物思いにふける。

正解：日が暮れて暗くなる。盛りを過ぎる。

『爆笑する』不正解：大笑いする。

正解：大勢の人が一度に笑う。

『鳴かず飛ばず』不正解：何の活躍もしないでいること。正解：将来の活躍に備えて、行いを控え機会を待っている。

『にやける』不正解：薄い笑みを浮かべること。

正解：男が女らしい仕草をすること。

『微妙』不正解：悪くもないが良くもない。正解：何とも言えない味わいや美しさがあり趣があること。

3 分間スピーチ

☆会員

谷口 優 君



科料と過料の違い 及び 前科について

コロナ対策法で、それを実行あらしめるために処罰規定を置くべきだということが問題となり、その処置として刑罰にすべきか秩序罰・行政罰にすべきかが国会で論争を巻き

起こしていました。金銭を支払わず不利益処分として罰金・科料と過料があります。罰金・科料は刑罰で、過料は秩序罰あるいは行政罰と言われています。

・ 刑の種類は、刑法に定められています(9条)。死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料及び付加刑として没収があります。それぞれ、定義されています。死刑は刑事施設内において絞首して執行すると定めています(11条)。従って、毒殺や電気椅子による死刑の執行はできません。

懲役は、無期、有期があり、有期は1年以上20年以下と定めています(12条)。禁固も懲役と同様です(13条)。死刑及び無期を有期とする場合には、その長期は30年とする。有期懲役を加重する場合には30年まででき、減刑する場合には1月未満にまで下げられます(14条)。罰金は1万円以上とする。それを減軽するときは1万円未満にすることが出来る(15条)。拘留は1日以上30日未満とし、労役場に拘置する(16条)。科料は、千円以上1万円未満とする(17条)。

・ 刑罰は前科となります。前科とは何なのか、定義は難しいですが、戸籍に搭載される刑罰に処せられたという身分事項です。前科が消滅しない限り(刑の言い渡しは効力を失う。例えば罰金については5年間で刑の言い渡しは効力が消滅します)、一定の公職に就けないという不利益が課せられます。これが前科の効果です。前科は各自の戸籍謄本に掲載されます。前科の有無の証明書の交付申請を地方公共団体へ出せば、証明書を発行してくれます。

・ 秩序罰、行政罰たる過料は前課となりません。過料は、刑罰ではないからです。一定額の金銭を支払うと言う不利益が課せられるものです。従って戸籍にも載りません。

・ 車両を運転して交通違反たとえば信号無視や駐車違

反、スピード違反等をすれば反則金を支払うこととなります(道交法125条)。本来は道路交通法に違反する行為は、罰金や懲役などの刑罰が科されるのです(道交法112条~121条)が、道路交通法125条で車両の運転に基づく一定の違反行為には刑罰に代わり反則金を課することができるかと規定されています。この規定は軽車両(荷馬車、リヤカー、自転車)には適用されません。従って軽車両には刑罰が科せられるので車両に比較して重い処分となっています。自動車が普及した当初は、反則金制度がなく、すべて罰金以上の刑罰が科せられました。自動車が加速度的に普及すると予測されたので、このままでは、国民の多くが前科者になるという危惧がもたれ、国会で論議され、反則金制度が導入されたのです。軽車両が除外されたのは、自動車の普及によって駆逐されるだろうとあるいは警察が目こぼししてくれるだろうと考えられたからです。しかし自転車が増えに利用されている現状があります。高額な賠償事件が発生しています。賠償保険に加入する必要があります。ただ刑罰・前科については対処できません。十分注意してください。

▶ パラグアイオニバス委員会報告

(萩原委員長)

2021年4月8日(木) 東山植物園にてパラグアイオニバス種子の贈呈式を行い、園長より会長へ千種 RC への感謝状を頂きました。

戦後間もない昭和25年、「戦争に敗れた日本は荒れ果てている。子供たちに美しい花を見せてやりたい。子供博覧会でオオニバスを咲かせたい。種があったらご寄付願



いたい」という東山植物園の願いは、ある園芸科とロータリアンの善意によって世界中の植物園の中で唯一応えてくれたアメリカ・ミズーリ植物園の協力があり、パラグアイオニバスの種子の贈呈が実現できました。

その後、重要文化財温室前館の工事完成に合わせ花を咲かせるべく2014年にオニバス委員会を立ち上げ、準備をし、再びミズーリ植物園より種子をいただく橋渡しができました。70年の歳月を超え、前出の物語を再現し当時の人々の思いを繋げたいというプロジェクトの思いがやっと目に見える形になりました。種子も無事発芽、育苗している状況も確認できました。夏には大きく成長したパラグアイオニバスが披露される予定です。



*ニコボックスは次回掲載させていただきます